

香川県教育施策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 県の教育行政全般に関し必要な事項を審議し、もって本県教育の推進に資するため、香川県教育施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) 香川県教育基本計画の策定に関する事項
- (2) 香川県教育基本計画の推進方策の検討に関する事項
- (3) その他前各号に関連する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員24名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町教育委員会教育長
- (3) 各種教育関係団体等の役員等

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、会長が招集する。但し、会長及び副会長が不在の時は、教育長が招集する。

2 協議会は、会長が議長となる。

3 協議会は、必要に応じ、議事に関係のある者を臨時に出席させることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、香川県教育委員会事務局総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成20年7月30日から施行する。

2 この要綱施行の後最初に委嘱される委員は、要綱の施行の日の前日に、香川県教育基本計画推進協議会委員に委嘱されている者を充てるものとする。

3 この要綱施行の後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

4 香川県教育基本計画推進協議会設置要綱は、廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

2 この要綱の施行日以後最初に委嘱された委員の任期については、改正後の要綱第4条第1項の規定にかかわらず、平成23年3月31日までとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月1日から施行する。